ゴルフ場利用税の堅持に係る要請書

平成 27 年 8 月

千　　　葉　　　県
千　葉　県　市　長　会
千　葉　県　町　村　会

ゴルフ場利用税の堅持に係る要請

ゴルフ場利用税は、下記のとおり、ゴルフ場が所在する自治体にとって極めて貴重な税財源となっていることをご賢察いただき、現行制度の堅持に向けてご尽力くださいますよう強く要請いたします。

記

1 ゴルフ場利用税は、都道府県税として徴収し、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、ゴルフ場利用税の廃止は直接、都道府県税及び市町村交付金の削減につながります。（別紙資料参照）

2 自主的な税財源が乏しく、山林原野が多い市町村にとって、ゴルフ場利用税は、都市から地方への税財源の再分配機能を有する貴重な財源となっており、その削減は当該市町村の財政運営に多大な影響を与えます。

3 特に、今年度は「地方創生元年」と位置付けられており、我が国の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生にスピードアップして取組むこととされている矢先に貴重な自主財源であるゴルフ場利用税を廃止することは、地方創生のための様々な施策の財源に影響を与えることにほかなりません。

4 ゴルフ場利用税は、各種行政サービス（アクセス道路、上下水道、ごみ処理、農薬調査等）を享受しながらゴルフ場が運営されているという実情を踏まえて設けられた税です。

5 仮に、ゴルフ利用税が廃止された場合、これらゴルフ場特有の行政需要を当該地方自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場利用者が何ら負担することなく、地域住民の血税により支えられることになれば大きな不公平が生じます。

6 ゴルフ場利用税は、消費税との二重課税、或いは、スポーツ振興の妨げとなっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からなされていますが、そもそもゴルフ場利用税は、消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なり、二重課税との指摘は当たりません。

7 スポーツ振興の観点からは、既に、18歳未満の者の利用につき非課税措置を設けることで裾野の拡大を図っているほか、高齢者福祉や障害者福祉にも配意し、70歳以上の者や障害者の利用についても非課税措置を設けており、十分な配慮がなされています。

平成27年8月

衆(参)議院議員　○○　○○　様

千葉県知事　　森 田 健 作

千葉県市長会長 志 賀 直 温

千葉県町村会長 岩 田 利 雄

平成26年度ゴルフ場利用税　都道府県別収入額ランキング　（別紙1）

（平成27年5月末現在）

（単位:百万円）

順位	都道府県名	収入済額
1	千葉県	4,514
2	兵庫県	3,971
3	茨城県	2,915
4	静岡県	2,640
5	栃木県	2,494
6	埼玉県	2,288
7	三重県	1,882
8	岐阜県	1,801
9	北海道	1,740
10	神奈川県	1,628
11	愛知県	1,605
12	大阪府	1,532
13	群馬県	1,335
14	滋賀県	1,120
15	福岡県	1,059
16	長野県	920
17	奈良県	912
18	京都府	827
19	岡山県	788
20	山梨県	781
21	広島県	781
22	沖縄県	757
23	宮城県	724
24	福島県	656
25	東京都	626
26	熊本県	620
27	新潟県	577
28	石川県	551
29	山口県	551
30	宮崎県	486
31	愛媛県	471
32	鹿児島県	431
33	和歌山県	391
34	香川県	386
35	大分県	356
36	富山県	338
37	長崎県	312
38	佐賀県	307
39	岩手県	292
40	徳島県	275
41	福井県	271
42	高知県	247
43	秋田県	173
44	青森県	159
45	島根県	152
46	山形県	136
47	鳥取県	109
合計		47,887